

[事案 21-15] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 22 年 5 月 21 日 和解成立

< 事案の概要 >

夫の死亡後間もない動揺している時期に、高齢者に対し、リスク等について説明をせず、非現実的で非常識な契約をさせたとして、契約取消しと一時払保険料の返還を求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

夫が亡くなった直後の平成 19 年 6 月、以前から付き合いのあった銀行の行員(募集人)を通じて変額個人年金保険に加入したが、同保険は募集人による違法不当な勧誘により締結されたもので無効であり、既払込の一時払保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人は、夫の死亡直後の心身共に全く余裕のない時期に、運用結果が悪い場合のリスク（運用が悪いときには年金による長期分割で受取ることにより一時払保険料相当額を回収するしかないこと等）など契約の内容の説明をしないで、契約を締結させた。そのため、申立契約の内容を理解しないまま、申立契約をリスクのないものと誤信して加入したものであり、適切な説明があったら、申立契約を締結しなかった。
- (2) 被保険者は自分で、自分に万が一の事があった場合に保険金が娘に支払われると思っていたが、実際には、被保険者は娘であった。
- (3) 契約締結時 84 歳の高齢者であったが、申立契約において、運用結果が悪かった場合には、15 年後の 99 歳から 109 歳まで 10 年にわたり年金を受け取ることにより、総額として一時払保険料相当額を受け取ることになるが、このような非現実的、非常識な保険を勧誘するのは不当である。
- (4) 契約締結時点で、金融資産は保険料の 2 倍などなく、保険料に充てたお金は余裕資金ではなく、大切な生活の糧であった。にもかかわらず、意向確認書において、募集人の指示により、事実と異なることにチェックがなされている。

< 保険会社の主張 >

下記により、申立人が主張する、変額個人年金の無効を理由とする、既払込保険料の返還請求に応じることはできない。

- (1) 当該銀行に確認したところ、申立人に対する変額個人年金保険契約の勧誘に際して、通常の保険募集時と同様に「ご契約のしおり・約款」を用いた説明をしており、運用成績が悪かった場合等のリスクについても説明しているし、銀行側からこれらの商品を一気呵成に売り込んだということではないということである。
- (2) 申立人の娘が、営業担当者から変額個人年金保険を約 3 週間前に購入していた(なお、その商品説明の際に申立人も同席していた)ところ、申立人の娘の依頼により、申立人に対して同じ商品を案内したものであり、営業担当者による申立人に対する商品説明時には申立人の娘が同席し、営業担当者とともに商品内容を申立人に対して説明するなどして、申立人の意向を確認しながら募集を行ったということである。
- (3) 申立人から「定期にしておいても仕様がな」との発言があり、申立人の娘から「生活費は郵便局のお金があるから大丈夫」との確認を得ていたということである。
- (4) 申立人同様に、今般の金融危機による運用悪化によって損失を被った多くの保険契約者との公平性を考慮せねばならず、申立人のみを救済すべき法的根拠は認められない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、当事者双方から提出された書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづいて、募集人の勧誘行為が適切であったか、申立人が契約内容を理解して契約を締結したかの点について審理した。

審理の結果、申立人は、勧誘時に「最終的に娘に行くのよね」と契約の動機を口に出していることが認められ、申立人の希望としては、自分が死亡した場合に娘が一括して死亡保険金を受け取れることを期待するのが当然であると考えられるが、申立契約では申立人が死亡してもそれができない契約であって、申立人の本来の希望に添えない契約であった。

申立契約は、運用結果が悪かった場合の元本保証の方法として、運用期間終了後から 10 年間にわたり年金を受取ることにより、一時払保険料相当額を回収するとの内容であるが、申立人が一時払保険料相当額を総額回収するためには、109 歳を待たねばならないことになる、診断書によれば、申立人は契約時、難聴で補聴器をつけており、人の話を何度も聞き返す、質問とは違う答えをする、ということがたびたび見られるような状態であったことが認められる等の事情がある。

このような事情の下では、申立人に保険を勧誘するに当たっては、募集人は、申立人の理解を確認しつつ、通常以上に丁寧に契約内容を説明するべきであり、申立人への意向確認が十分できているとは言い難い状態で、契約意思の確認として不適切であったと考えられる。

裁定審査会では、上記の諸要素を踏まえ、保険会社に対し和解を促したところ、保険会社より和解案の提示があり、検討した結果、同和解案は妥当なものであると考え、生命保険相談所規程第 4 1 条第 1 項にもとづき、同和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって円満に解決した。